

金沢市私道復旧補助金について



1. 目的

令和6年能登半島地震による被害からの早期の復興と被災者の負担の軽減を図るため、被災した私道の復旧に要する費用に対し、予算の範囲内で金沢市私道復旧補助金を交付する。

2. 制度内容（現行との比較）

事業名	【新規制定】 私道復旧費補助事業	【現行補助制度】 私道整備費補助事業
補助率 & 補助金上限	補助率： <u>10分の8</u> 補助金上限： <u>12,000千円</u>	～公共性の高い私道～ 補助率：10分の8 上限：7,000千円 ～その他の私道～ 補助率：10分の5 上限：5,000千円
補助適用要件	対象者：町会又は集落等 幅員：1.8m以上 住宅： <u>2戸以上</u> 交通：一般交通の用に供している 接道：公道に接続している	対象者：町会、生産組合等 幅員：1.8m以上 住宅：3戸以上
補助対象	・令和6年能登半島地震により、被災した私道の原形復旧工事※ ※工事に関する調査及び設計を含む	・路面の舗装又は補修 ・側溝の新設又は改築 ・防護柵の新設 ・橋の改良又は補修 ・開発道路（路面補修のみ対象）
備考	・令和6年1月1日に遡り、要件を満たす原形復旧については、補助の対象	

3. その他

- ・被災状況及び工事内容の確認のため、市との事前協議が必要です。
- ・2社以上から徴収した見積もりの安価な方を採用します。
- ・申請年度内の工事完了を原則とします。（規模によっては例外があります。）



【お問合せ先】

金沢市 道路管理課 生活道路室

住所：〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話：076-220-2578

メール：seidousitu@city.kanazawa.lg.jp



（ホームページ）
私道復旧補助金について